

議案第七号

秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則の一部を改正する規則案

秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則（平成二十一年秋田県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和五十八年秋田県条例第十七号）第三条第五項において準用する場合」及び「。以下同じ」を削る。

第二条第二号中「（いずれも教育長の給与及び旅費等に関する条例第三条第五項において準用する場合を含む。）」を削る。

様式第一号中「教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例（例）」を削り、様式第二号、様式第三号及び様式第四号中「職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則」を「秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則」に改め、様式第五号中「教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例」を削り、様式第六号中「教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例」を削り、を削る、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則」及び秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則」を削る、様式第八号中「教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例（例）」を削り、様式第九号及び様式第十号中「職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する

規則」を、秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則」に改め、様式第十一号中「教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例」を、様式第十二号中「教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例」を、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則」を、秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則」に改め、様式第十三号中職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則」を、秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則」に改め、様式第十四号、様式第十五号及び様式第十六号に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則」に改め、様式第十四号、様式第十五号及び様式第十六号中「教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例」を削る。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、様式第二号、様式第三号及び様式第四号の改正規定、様式第六号の改正規定（「教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例」を削る部分を除く。）、様式第九号及び様式第十号の改正規定、様式第十二号の改正規定（「~~教育~~長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例」を削る部分を除く。）並びに様式第十三号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年秋田県条例第三十六号）附則第二項の適用がある場合においては、この規則（前項ただし書の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則の規定は適用せず、この規則による改正前の秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

平成二十七年三月十三日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、所要の規定の整理等を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取 の手續に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年秋田県条例第36号）の施行に伴い、所要の規定の整理等を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 教育長の退職手当管理機関が知事となることに伴い、教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和58年秋田県条例第17号）において職員の退職手当に関する条例（昭和28年秋田県条例第80号）の規定を準用する場合における退職手当管理機関が行う意見の聴取の手續に関する規定を削ることとする。（第1条、第2条、様式第1号、様式第5号～様式第8号、様式第11号、様式第12号及び様式第14号～様式第16号関係）
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この規則は、平成27年4月1日から施行することとする。ただし、2(2)は、公布の日から施行することとする。
- (2) この規則の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十号。以下「条例」という。）第十四条第三項又は第十五条第四項（条例第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合）</p> <p>を含む。</p> <p>の規定により退職手当管理機関が行う意見の聴取の手續に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 当事者 条例第十四条第四項、第十五条第五項、第十六条第三項及び第十七条第八項</p> <p>にお</p> <p>いて準用する秋田県行政手続条例（平成八年秋田県条例第四号。以下「準用行政手続条例」という。）第十六条第一項に規定する当事者をいう。</p> <p>三 五 略</p> <p>様式第1号 意見聴取通知書（第3条関係）</p> <p>(A4判)</p> <p>(略)</p> <p>次の処分に係る意見の聴取を実施するので、職員の退職手当に關する条例</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十号。以下「条例」という。）第十四条第三項又は第十五条第四項（条例第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合並びに教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和五十八年秋田県条例第十七号）第三条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により退職手当管理機関が行う意見の聴取の手續に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 当事者 条例第十四条第四項、第十五条第五項、第十六条第三項及び第十七条第八項（いずれも教育長の給与及び旅費等に関する条例第三条第五項において準用する場合を含む。）において準用する秋田県行政手続条例（平成八年秋田県条例第四号。以下「準用行政手続条例」という。）第十六条第一項に規定する当事者をいう。</p> <p>三 五 略</p> <p>様式第1号 意見聴取通知書（第3条関係）</p> <p>(A4判)</p> <p>(略)</p> <p>次の処分に係る意見の聴取を実施するので、職員の退職手当に關する条例（教育長の給与及び旅費等に関する条例第3</p>

第
14条第4項 第15条第5項、第16条第3項、第17条
第8項)の規定において準用する秋田県行政手続条例第15
条第1項の規定により、通知します。
(略)

様式第2号 期日 (場所) 変更申出書 (第4条関係) (A4判)

(略)
年 月 日に において行われる意見
の聴取の期日 (意見の聴取の場所) については、秋田県教育
委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴
取の手續に関する規則第4条第1項の規定により、変更を申
し出ます。
(略)

注 略

様式第3号 期日 (場所) 変更通知書 (第4条関係) (A4判)

(略)
年 月 日に において行うこととし
ていた意見の聴取の期日 (意見の聴取の場所) を次のとおり
変更したので、秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条
例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則第4条第3
項の規定により、通知します。
(略)

様式第4号 代理人選任届 (第5条関係) (A4判)

(略)

第5項において準用する職員の退職手当に関する条例) 第
14条第4項 第15条第5項、第16条第3項、第17条
第8項)の規定において準用する秋田県行政手続条例第15
条第1項の規定により、通知します。
(略)

様式第2号 期日 (場所) 変更申出書 (第4条関係) (A4判)

(略)
年 月 日に において行われる意見
の聴取の期日 (意見の聴取の場所) については、職員の退職
手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する
規則 第4条第1項の規定により、変更を申
し出ます。
(略)

注 略

様式第3号 期日 (場所) 変更通知書 (第4条関係) (A4判)

(略)
年 月 日に において行うこととし
ていた意見の聴取の期日 (意見の聴取の場所) を次のとおり
変更したので、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく
意見の聴取の手續に関する規則 第4条第3
項の規定により、通知します。
(略)

様式第4号 代理人選任届 (第5条関係) (A4判)

(略)

年 月 日に において行われる意見の聴取については、次の者を代理人に選任したので、秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則第5条第1項の規定により、届け出ます。
(略)

様式第5号 代理人資格喪失届 (第5条関係)

(A4判)

(略) 年 月 日に において行われる意見の聴取については、次の者を代理人に選任していましたが、代理人たる資格を喪失したので、職員の退職手当に関する条例 第14条第4項(第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項)の規定において準用する秋田県行政手続条例第16条第4項の規定により、届け出ます。
(略)

注 略

様式第6号 意見聴取参加許可申請書 (第6条関係)

(A4判)

(略) 私は、 に対する職員の退職手当に関する条例 第 条第 項第 号の規定による処分については、次の理由により利害関係がありますので、秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則第6条第

年 月 日に において行われる意見の聴取については、次の者を代理人に選任したので、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則 第5条第1項の規定により、届け出ます。
(略)

様式第5号 代理人資格喪失届 (第5条関係)

(A4判)

(略) 年 月 日に において行われる意見の聴取については、次の者を代理人に選任していましたが、代理人たる資格を喪失したので、職員の退職手当に関する条例 教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例)第14条第4項(第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項)の規定において準用する秋田県行政手続条例第16条第4項の規定により、届け出ます。
(略)

注 略

様式第6号 意見聴取参加許可申請書 (第6条関係)

(A4判)

(略) 私は、 に対する職員の退職手当に関する条例 教 育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例)第 条第 項第 号の規定による処分については、次の理由により利害関係がありますので、 職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則 第6条第

1項の規定により、 年 月 日に において行われる意見の聴取に関する手続への参加の許可を申請します。
(略)

注 略

様式第7号 意見聴取参加許可書 (第6条関係)

(A4判)

(略)
 年 月 日に において行う意見の聴取への参加については、職員の退職手当に関する条例
 第14条第4項 第15条第5項、 第16条第3項、 第17条第8項)の規定において準用する秋田県行政手続条例第17条第1項の規定により、許可する。
(略)

様式第8号 資料閲覧請求書 (第7条関係)

(A4判)

(略)
 年 月 日に において行われる意見の聴取に必要ですので、職員の退職手当に関する条例
 第14条第4項 第15条第5項、 第16条第3項、 第17条第8項)の規定において準用する秋田県行政手続条例第18条第1項の規定により、次のとおり資料の閲覧を請求します。
(略)

注 略

1項の規定により、 年 月 日に において行われる意見の聴取に関する手続への参加の許可を申請します。
(略)

注 略

様式第7号 意見聴取参加許可書 (第6条関係)

(A4判)

(略)
 年 月 日に において行う意見の聴取への参加については、職員の退職手当に関する条例 (教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例) 第14条第4項 第15条第5項、 第16条第3項、 第17条第8項)の規定において準用する秋田県行政手続条例第17条第1項の規定により、許可する。
(略)

様式第8号 資料閲覧請求書 (第7条関係)

(A4判)

(略)
 年 月 日に において行われる意見の聴取に必要ですので、職員の退職手当に関する条例 (教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例) 第14条第4項 第15条第5項、 第16条第3項、 第17条第8項)の規定において準用する秋田県行政手続条例第18条第1項の規定により、次のとおり資料の閲覧を請求します。
(略)

注 略

様式第9号 閲覧日時等通知書 (第7条、第16条関係)

(A4判)

略)
年 月 日付けで閲覧請求のあつた資料については、次のとおり閲覧させるので、秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則第7条第2項(第7条第3項、第16条第3項)の規定により、通知します。
略)

様式第10号 補佐人出頭許可申請書 (第9条関係)

(A4判)

略)
年 月 日に において行われる意見の聴取については、次のとおり補佐人の出頭許可を受けたいので、秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則第9条第1項の規定により、申請します。
略)

注 略

様式第11号 補佐人出頭許可書 (第9条関係)

(A4判)

略)
年 月 日に において行う意見の聴取の補佐人の出頭については、職員の退職手当に関する条例
第14条第4項(第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項)の規定

様式第9号 閲覧日時等通知書 (第7条、第16条関係)

(A4判)

略)
年 月 日付けで閲覧請求のあつた資料については、次のとおり閲覧させるので、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則第7条第2項(第7条第3項、第16条第3項)の規定により、通知します。
略)

様式第10号 補佐人出頭許可申請書 (第9条関係)

(A4判)

略)
年 月 日に において行われる意見の聴取については、次のとおり補佐人の出頭許可を受けたいので、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則第9条第1項の規定により、申請します。
略)

注 略

様式第11号 補佐人出頭許可書 (第9条関係)

(A4判)

略)
年 月 日に において行う意見の聴取の補佐人の出頭については、職員の退職手当に関する条例(教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例)第14条第4項(第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項)の規定

において準用する秋田県行政手続条例第20条第3項の規定により、次のとおり許可する。
(略)

様式第12号 意見聴取審理公開公示書 (第12条、第14条、第17条関係)

(A4判)

(略)
職員の退職手当に関する条例 _____
第 _____ 条第 _____ 項第 _____ 号の規定による処分に
ついては、公開による意見の聴取を次のとおり行うので、秋
田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づき
意見の聴取の手續に関する規則第12条第1項 (第14条第
2項において準用する同規則第12条第1項、第17条にお
いて準用する同規則第12条第1項)の規定により、公示す
る。
(略)

様式第13号 意見聴取審理公開通知書 (第12条、第14条、第17条関係)

(A4判)

(略)
年 月 日に _____ において行う意見の聴
取は、公開により行うので、秋田県教育委員会職員の退職手
当に関する条例の規定に基づき意見の聴取の手續に関する規
則第12条第3項 (第14条第2項において準用する同規則
第12条第3項、第17条において準用する同規則第12条
第3項)の規定により、通知します。

において準用する秋田県行政手続条例第20条第3項の規定により、次のとおり許可する。
(略)

様式第12号 意見聴取審理公開公示書 (第12条、第14条、第17条関係)

(A4判)

(略)
職員の退職手当に関する条例 (教育長の給与及び旅費等に
関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に
関する条例)第 _____ 条第 _____ 項第 _____ 号の規定による処分に
ついては、公開による意見の聴取を次のとおり行うので、職
員の退職手当に関する条例の規定に基づき意見の聴取の手續
に関する規則 _____ 第12条第1項 (第14条第
2項において準用する同規則第12条第1項、第17条にお
いて準用する同規則第12条第1項)の規定により、公示す
る。
(略)

様式第13号 意見聴取審理公開通知書 (第12条、第14条、第17条関係)

(A4判)

(略)
年 月 日に _____ において行う意見の聴
取は、公開により行うので、職員の退職手当に関する条例の
規定に基づき意見の聴取の手續に関する規則 _____
第12条第3項 (第14条第2項において準用する同規則
第12条第3項、第17条において準用する同規則第12条
第3項)の規定により、通知します。

様式第 1 4 号 当事者 (参加人) 陳述書 (第 1 3 条関係)

(A 4 判)

(略)
職員の退職手当に関する条例 _____

第 1 4 条第 4 項 (第 1 5 条第 5 項、第 1 6 条第 3 項、第 1 7 条第 8 項) の規定において準用する秋田県行政手続条例第 2 1 条第 1 項の規定により、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に _____ において行われる意見の聴取の期日への出頭に代えて、次のとおり陳述書 (及び証拠書類等) を提出します。

(略)

注 略

様式第 1 5 号 意見聴取続行 (再開) 通知書 (第 1 4 条、第 1 7 条関係)

(A 4 判)

(略) _____ 年 _____ 月 _____ 日に _____ において行った意見の聴取を次のとおり続行する (再開する) ので、職員の退職手当に関する条例 _____ 第 _____ 条第 _____ 項

1 4 条第 4 項 (第 1 5 条第 5 項、第 1 6 条第 3 項、第 1 7 条第 8 項) の規定において準用する秋田県行政手続条例第 2 2 条第 2 項本文 (第 2 5 条において準用する同条例第 2 2 条第 2 項本文) の規定により、通知します。

(略)

様式第 1 6 号 意見聴取調査 (意見聴取報告書) 閲覧請求書 (第 1 6 条関係)

様式第 1 4 号 当事者 (参加人) 陳述書 (第 1 3 条関係)

(A 4 判)

(略)
職員の退職手当に関する条例 教育長の給与及び旅費等に関する条例第 3 条第 5 項において準用する職員の退職手当に関する条例) 第 1 4 条第 4 項 (第 1 5 条第 5 項、第 1 6 条第 3 項、第 1 7 条第 8 項) の規定において準用する秋田県行政手続条例第 2 1 条第 1 項の規定により、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に _____ において行われる意見の聴取の期日への出頭に代えて、次のとおり陳述書 (及び証拠書類等) を提出します。

注 略

様式第 1 5 号 意見聴取続行 (再開) 通知書 (第 1 4 条、第 1 7 条関係)

(A 4 判)

(略) _____ 年 _____ 月 _____ 日に _____ において行った意見の聴取を次のとおり続行する (再開する) ので、職員の退職手当に関する条例 教育長の給与及び旅費等に関する条例第 3 条第 5 項において準用する職員の退職手当に関する条例) 第 _____ 条第 _____ 項

1 4 条第 4 項 (第 1 5 条第 5 項、第 1 6 条第 3 項、第 1 7 条第 8 項) の規定において準用する秋田県行政手続条例第 2 2 条第 2 項本文 (第 2 5 条において準用する同条例第 2 2 条第 2 項本文) の規定により、通知します。

(略)

様式第 1 6 号 意見聴取調査 (意見聴取報告書) 閲覧請求書 (第 1 6 条関係)

(A4判)

(略) 年 月 日に において行われた意見の聴取に係る意見聴取調査書(意見聴取報告書)を閲覧したいので、職員の退職手当に関する条例

第14条第4項 第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項)の規定において準用する秋田県行政手続条例第24条第4項の規定により、請求します。

注 略

(A4判)

(略) 年 月 日に において行われた意見の聴取に係る意見聴取調査書(意見聴取報告書)を閲覧したいので、職員の退職手当に関する条例 教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例)第14条第4項 第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項)の規定において準用する秋田県行政手続条例第24条第4項の規定により、請求します。

注 略

秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の
聴取の手續に関する規則の一部を改正する規則案の概要

平成27年3月13日
教職員給与課

1 改正理由及び改正内容

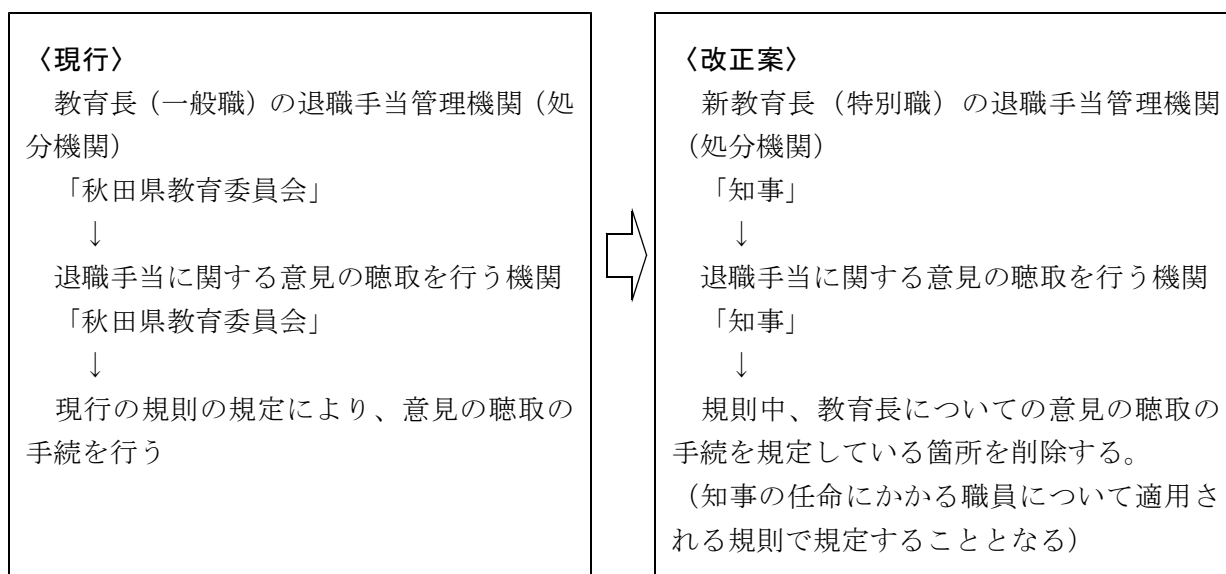
教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年秋田県条例第36号）の施行に伴い、所要の規定の整理等を行う必要がある。

〈現行の教育長〉・・・「秋田県教育委員会」が任命・懲戒免職を行う一般職の職員。
退職手当管理機関は処分を行う機関となる秋田県教育委員会となる。

〈新教育長（改正後）〉・・・「知事」が議会の同意を得て任命・罷免を行う特別職の職員。退職手当管理機関は罷免権のある知事となる。



「秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則」は退職手当管理機関（秋田県教育委員会）が行う退職手当にかかる意見の聴取の手續に関し必要な事項を定めているが、この規則中から教育長について規定している部分を削除する必要がある。



2 施行期日等

施行期日は平成27年4月1日とすることとする。

ただし、平成27年4月1日現在、在職する教育長については教育委員としての任期の満了までは改正前の「教育長の給与及び旅費等に関する条例」の規定により在職することとなるため、今回の規則においても経過措置を設け、改正前の規則が経過措置中は効力を有するよう規定することとする。